

平成24年第1回定例会  
政策総務常任委員会説明資料

目次

◎所管事項

- 1 「『みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（最終案）』に関する意見」への回答  
【政策部関係分】について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 「みえ県民カビジョン・行動計画（案）」【政策部関係分】について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（別冊1）
- 3 国の出先機関改革に係る状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 バス交通対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 情報化推進の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 6 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の今後の運営について・・・・・・・・ 21
- 7 熊野古道等を生かした地域活性化について・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 8 「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

◎議案補充説明

- 1 議案第69号 三重県新エネルギービジョンの策定について・・・・・・・・ 53
- 2 議案第70号 「美し国おこし・三重」三重県基本計画の変更について・・・・ 59

【別冊資料】

- 別冊1 みえ県民カビジョン 行動計画《案》〔政策部主担当抜粋〕

平成24年3月7日

政 策 部

1 「『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見」への回答【政策部関係分】について

政策総務常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
施策251	南部地域の活性化	政策部	南部地域全体に取り組む初めての形であり、対象地域と連携を深めて取り組んでいただきたい。 また、テーマによっては、エリアを越えた市町との連携も考えられるため、そのことを施策に明記していただきたい。	南部地域の活性化については、対象エリアである13市町との連携を深めながら取組を進めていきたいと考えています。 また、対象エリア外の市町との連携も含めて取り組んでいくことを記述しました。
施策252	東紀州地域の活性化	政策部	東紀州地域の農林水産業、地場産業の活性化は大変重要な課題である。観光については、さらに拡充していくことは当然として、産業振興や、集落機能を維持し、さらには復興していく集落の活性化については、プロジェクトとして重点的に取り上げていただきたい。	東紀州地域の基幹産業である第一次産業の活性化に向けて、引き続き農業基盤の整備等を推進するとともに、地域の主産品であるかんきつ、マハタ、尾鷲ヒノキ等の生産基盤強化のための研究開発を進めます。さらに、地域産品の販路拡大についても支援します。 また、農山漁村など集落の活性化については、施策251「南部地域の活性化」の中でも、部局横断的に取り組んでまいります。
施策253	「美し国おこし・三重」の新たな推進	政策部	新たな視点で取り組む「美し国おこし・三重」についての議論を踏まえたものとしていただきたい。	「県内の市民活動支援センターやさまざまな分野で活躍する既存中間支援組織との連携・協働、拡大座談会の開催などを通じ、ネットワーク化の支援を行います。」という記述を追加するなど、委員会での議論を踏まえたものに修正しました。
施策255	市町との連携による地域活性化	政策部	離島架橋を含む離島における課題の解消に向け、引き続き取り組んでいただきたい。	関係市の協力のもと、引き続き、離島振興計画に基づき、離島地域の諸課題の解決に向け取り組んでまいります。

政策総務常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
施策325	新しいエネルギー社会の構築	政策部	再生可能エネルギーの固定価格買取制度など、国におけるエネルギー政策の動向を注視し、柔軟に対応していただきたい。	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の価格・期間の設定及び国のエネルギー政策の基本的な方向性を示す「エネルギー基本計画」の見直し等については、引き続き注視していくとともに、必要に応じてエネルギー政策に関する国への提言などに部局横断的に取り組んでまいります。
行政運営 7	IT利活用の推進	政策部	局地災害等において携帯電話は重要な通信手段となり得ることから、不通話地域の解消に向けさらに取り組みを強化していただきたい。	不通話地域の解消については、携帯電話事業者の採算面の問題もあり、行政主導で進めることは困難であります。一つでも多くの地域が解消されるように市町や携帯電話事業者と相談・連携しながら推進してまいります。

### 3 国の出先機関改革に係る状況について

#### 1 国の動向

##### (1) 経緯

国は、「地域主権改革」推進のため、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、その中で「国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）」を大きな柱の一つとして掲げました。

その後、平成22年12月に閣議決定された、国の出先機関改革の「アクション・プラン」を踏まえ、「地域主権戦略会議」やその下部組織である「『アクション・プラン』推進委員会」において、検討が進められています。

##### (2) 出先機関のブロック単位の移譲

国の出先機関改革に関して、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、昨年12月に開催された「第15回地域主権戦略会議」で、「広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）」が示され、当面の移譲対象候補を経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所とすること、地方側の受け皿については、既存の広域連合制度をベースに制度設計を進めることが了承されました。

##### (3) 今後のスケジュール

国は、国の出先機関の原則廃止に向け、平成26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指し、具体的な制度設計を進め、必要な法案を今通常国会に提出する、としています。

#### 2 各地域の動向

##### (1) 関西地域及び九州地域

昨年5月に、関西広域連合及び九州地方知事会から、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を先行して受け入れることが表明されました。

##### (2) 四国地域

本年2月に開催された臨時四国知事会議において、平成25年秋までに、国の出先機関の受け皿として「四国広域連合（仮称）」を発足させることが合意されました。

なお受入機関は、第一段階として経済産業局、第二段階として地方環境事務所、農政局が予定されています。

### 3 本県の対応

#### (1) 基本的な考え方

中部圏知事会における事務レベルの研究会の検討において、国の事務・権限の約97%は、既存の県の体制で受入が可能である、との結果となっており、これを踏まえ、昨年10月には、国が検討している広域的実施体制による受け入れとあわせ、多様な受入体制を選択できる制度の検討を進めるよう、中部圏知事会から国に対して提言しました。

本県としては、特に、無料職業紹介、相談業務（ハローワーク）など、国の事務・権限のうち、県が行うことで県民の皆さんに、より良いサービスを提供できるものについては、国と地方の既存の役割分担にこだわらず、移譲を積極的に求めていきます。

#### (2) 広域連合等への対応

国は、経済産業局をはじめ三つの出先機関の事務・権限の移譲を、早期に目指していますが、中部地域では受け皿となる組織が存在しません。

このことから、中部地域における国の出先機関の受け皿としての広域連合の設立について議論を行い、国の動向に備える必要があります。

なお、本県が「連携団体」として参画している、関西広域連合の国の出先機関の受け皿としての動向を引き続き注視していくとともに、これまで関西の官民連携で取り組んできた事業が、関西広域連合の事業にシフトする傾向にあるなどの状況の変化を踏まえて、今後の関西地域での広域連携についても、適切に対応していきます。

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ の概要

〔平成22年12月28日 閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる  
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路  
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川  
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)  
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施  
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)  
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討  
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い  
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い  
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備  
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

## 広域的实施体制の枠組み（方向性）

（23.12.26 第15回地域主権戦略会議資料より抜粋）

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年12月28日閣議決定）記1に基づき、広域的实施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成24年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

### 1 執行機関の在り方

- 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

〔検討の視点〕

- ・ 構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・ 緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・ 一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・ 広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、

- ・ 権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・ 構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・ 専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

### 2 議会の在り方

- 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的实施体制の議会の自主的な取組を促す。

### 4 広域的实施体制の区域

- 国民の利便性や永続的な社会資本の整備管理等を確保する視点を踏まえ、ブロック単位で出先機関の移譲を受ける広域的实施体制の区域として必ず含まなければならない都府県の区域を定める。
- まず、関西、九州両地域を念頭に区域の在り方を検討する。

### 8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

#### 10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力、統合力、即応力をもって組織的・機動的に対応できるよう、詳細については引き続き検討する。

#### 14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。





## 4 バス交通対策について

### 1 国の補助制度の改正

従来は、複数市町をまたぐ事業者路線（地域間バス）に対して、県と国が協調して補助する制度でしたが、平成23年度から住民代表を加えた県主宰の協議会（三重県生活交通確保対策協議会）が策定した「生活交通ネットワーク計画」に基づくバス路線に対して、県と国が協調して補助する方式に改められました。

また、これまで国の補助対象外であった市町のバス（地域内バス）に対しても、「地域間バス」に接続するなど一定の条件を満たせば、国の補助が受けられるようになりました。

	旧制度	新制度
地域間バス	<ul style="list-style-type: none"><li>・国と県が協調補助</li><li>・事業者バスのみ対象</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国と協議会が協調補助</li><li>・事業者バス以外のバスも対象</li><li>・要件緩和による対象路線の拡大</li></ul>
地域内バス	対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者バスに限定されない</li><li>・新設の路線で、地域間バスに接続している場合に国が補助</li><li>・既存路線の場合、路線の20%以上の改変が必要</li></ul>

### 2 「地域間バス」の検証

#### (1) 市町とのこれまでの協議

県では、国の制度改正の動きを見据えて、平成21年度には効率的で持続可能なバス路線と県の支援のあり方について、国や学識経験者、事業者、市町の代表者と検討し、平成22年度には「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議において、市町と役割分担について協議を行いました。

その結果、複数市町をまたぐ「地域間バス」については県が、日常生活の移動ニーズに対応した「地域内バス」については市町が主体的に担うこととされたところです。

#### (2) 「地域間バス」の検証

今まで県が国と協調して補助してきた「地域間バス」は、国の補助要件に沿って距離や収支率等で判断していましたが、国の制度改正に伴い、複数の市町をまたぐバス路線を対象に、広域的な移動を担う「地域間バス」としてふさわしいかどうか検証を行いました。（「別紙」参照）

### 3 バス交通対策の見直し

#### (1) 「地域間バス」の充実

バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、末端の移動を担う「地域内バス」から、「地域間バス」や鉄道へ乗り継げるよう、生活交通の「ネットワーク化」を進め、様々な移動需要に対応できる利便性の高いバスへ転換していく必要があります。

市町や事業者とのこれまでの議論を踏まえ、市町やバス事業者の協力も得ながら、今後、県は生活交通の「ネットワーク化」の中心となる「地域間バス」の充実を図っていきます。

なお、市町のバスについても、「地域間バス」としての条件を満たすものについては、新たな補助対象路線として、県は国と協調し支援していきます。

#### (2) 県の補助制度の見直し

県と市町の役割分担を明確にし、生活交通の「ネットワーク化」を進めるとともに、国の新たな制度を活用し、限られた財源を有効に活かしていくという観点から、県の補助制度を見直していく必要があります。

また、事業仕分けで市町村自主運行バス等補助金は「要改善」と判定され、「国の補助が受けられる形に移行すべき」との意見が出されたところであり、県は「地域間バス」に財源を集中して、その維持確保に努め、市町自主運行バスに対する補助は、25年度補助分から廃止したいと考えています。

なお、利用者の非常に少ないバス路線である第3種生活路線に対する補助については、国の制度改正に伴い「地域間バス」に集約できることから、あわせて廃止したいと考えています。

#### (3) 市町に対する支援

国の制度を有効に活用し、生活交通の「ネットワーク化」を推進していくため、市町の「地域内バス」が国の補助対象となるよう、県は市町に対して助言や情報提供等を行い支援していきます。

## 「地域間バス」の検証について

### 1 利用実態の把握

#### (1) 調査概要

広域な移動を担う「地域間バス」として、ふさわしいかどうか検証するため、まず、対象となる路線の利用実態等を調査しました。

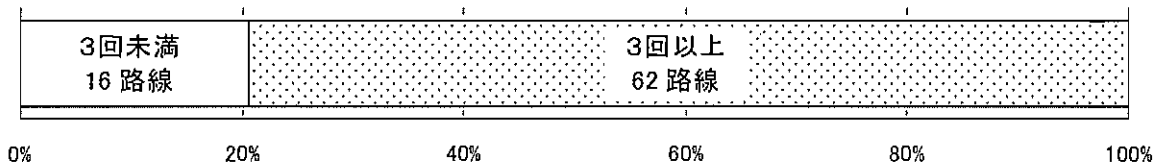
対象路線：複数の市町村（平成13年3月31日現在の市町村）をまたぐバス路線  
（現行補助路線：37、新規の事業者路線：20、市町路線：21、計：78）

調査方法：対象路線の全利用者の利用実態（乗降場所、人数等）等を調査  
（平成23年10～11月の平日1日、休日1日の全運行、全区間）

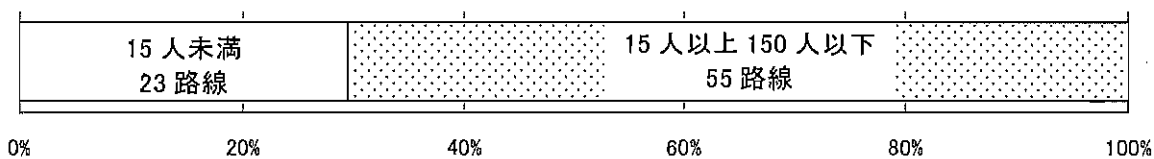
#### (2) 結果概要

結果概要は以下のとおりです。

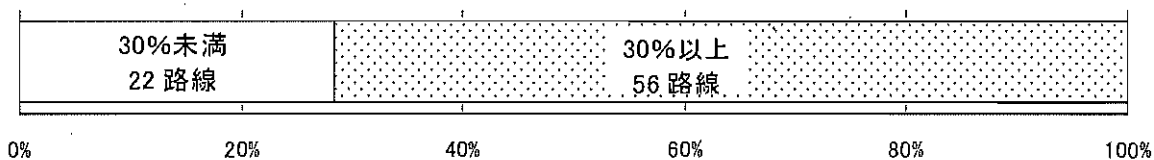
##### 【1日当たりの運行回数(往復)】



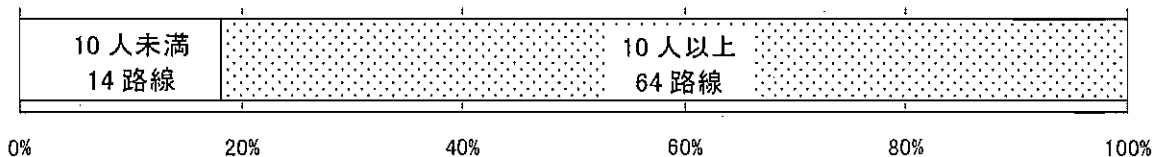
##### 【1日当たりの輸送量】



##### 【1日当たりの「複数市町村(H13.3.31 現在)をまたぐ」利用割合】



##### 【1日当たりの「複数市町村(H13.3.31 現在)をまたぐ」利用者数】



## 2 検証結果

### (1) 「地域間バス」としての要件

広域な移動を担う「地域間バス」は、広域的な移動が一定数以上認められることが必要であることから、次のとおり要件を整理しました。

- ・国の補助要件を満し、広域な移動が一定数認められる路線  
(1日あたりの複数市町村をまたぐ移動が30%以上または10人以上)

(根拠)

- ・国勢調査によると「日常的な移動が自市町内で完結する割合」が、三重県内では約30%であることから、それ以上の割合があれば広域な移動が認められると判断。
- ・国の補助要件を基に換算すると、利用実態における最低利用者数が20人となることから、その半数(10人)以上が複数市町をまたぐ利用をしていれば、広域的な移動が認められると判断。

### (2) 「地域間バス」の候補路線

利用実態を調査した対象路線について、(1)の要件で検証したところ、「地域間バス」の候補は次のとおりとなりました。

・現行補助路線	35 (対象路線 37のうち)
・新規の事業者路線	11 (対象路線 20のうち)
・市町バス路線	7 (対象路線 21のうち)
計	53

なお、今後、住民代表を加えた県主宰の「三重県生活交通確保対策協議会」に諮り、この候補路線を、県が国と協調して補助する「地域間バス」に位置づけていくこととなります。

「地域間バス」候補路線一覧

圏域	現行／新規の別	系統名	起点	経由地	終点	平成13年3月31日時点の 沿線市町村
北勢	現行	桑名阿下喜(B)	桑名駅前	新西方	阿下喜駅前	桑名市・東員町・員弁町・北勢町
		四日市福王山	JR四日市	川原崎	福王山	四日市市・菟野町
		水沢	JR四日市	室山	椿大神社	四日市市・鈴鹿市
		鈴鹿四日市	近鉄四日市	河原田駅前	鈴鹿市駅	四日市市・鈴鹿市
	新規 (市町バス)	平田四日市	近鉄四日市	国道加佐登	平田町駅	四日市市・鈴鹿市
		中央	上松永	西対海地	近鉄弥富駅	木曾岬町・愛知県弥富市
		磯津高花平	塩浜駅前	磯津	高花平	四日市市・楠町
中勢	現行	亀山みずほ	亀山駅前	みどり町	平田町駅	亀山市・鈴鹿市
		亀山椋本	亀山駅前	鹿島橋	椋本	亀山市・芸濃町
		平田亀山(A)	亀山駅	国府	平田町駅	鈴鹿市・亀山市
		平田亀山(B)	亀山駅	平田町駅	鈴鹿中央病院	鈴鹿市・亀山市
		安濃	三重会館	安濃総合支所	市場	津市・芸濃町・安濃町
		辰水(A)	津駅前	今徳	穴倉	津市・安濃町・美里村
		津三雲	津駅前	乙部朝日	天白	津市・三雲町
		榑原(A)	津駅前	下村	榑原車庫前	津市・久居市
		榑原(C)	津駅前	いなば園	榑原車庫前	津市・久居市
	新規 (事業者バス)	長野	津駅前	片田	平木	津市・美里村
		椋本	サンパレー	津駅	椋本	津市・芸濃町
		津太陽の街	千里駅前	鈴鹿国際大学	太陽の街	鈴鹿市・河芸町
		香良洲	イオン津	上弁財	香良洲公園	津市・香良洲町
		久居高茶屋	久居駅	雲出	香良洲公園	津市・久居市・香良洲町
		波瀬	三重中央医療センター	久居駅	室の口	久居市・一志町
松阪	現行	大杉(A)	松阪駅前	多気町役場前	三瀬谷	松阪市・多気町・勢和村・大台町
		大杉(B)	松阪駅前	厚生病院前	シャープ正門前	松阪市・多気町
		飯南波瀬(A)	松阪駅前	大石	飯高地域振興局	松阪市・飯南町・飯高町
		飯南波瀬(B)	松阪駅前	飯高地域振興局	スメール	松阪市・飯南町・飯高町
伊勢志摩	現行	南島	新町	川口	道方	伊勢市・度会町・南島町
		中川	伊勢市駅前	度会橋	度会町役場前	伊勢市・玉城町・度会町
		伊勢鳥羽	伊勢市駅前	二見浦表参道	鳥羽	伊勢市・二見町・鳥羽市
		松阪伊勢(A)	宇治山田駅前	世古	早馬瀬口	伊勢市・小俣町・玉城町・明和町・松阪市
		土路今一色	土路	伊勢市駅前	今一色	伊勢市・御園村・二見町
		御座(A)	伊勢市駅前	鶴方駅前	御座港	伊勢市・磯部町・阿児町・大王町・志摩町
		御座(B)	磯部バスセンター	鶴方駅前	御座港	磯部町・阿児町・大王町・志摩町
		宿浦	伊勢市駅前	鶴方駅前	宿浦	伊勢市・南勢町・磯部町・阿児町・浜島町
		五ヶ所(A)	宇治山田駅前	横輪口	五ヶ所バスセンター	伊勢市・南勢町
	五ヶ所(B)	五ヶ所バスセンター	神津佐	磯部バスセンター	南勢町・磯部町	
	新規 (事業者バス)	有滝	イオン伊勢店	伊勢学園前	有滝	伊勢市・小俣町
玉城		伊勢市駅前	田丸駅前	玉城町役場	伊勢市・玉城町	
伊賀	現行	上野名張(A)	伊賀上野駅	上野産業会館	名張駅前	上野市・名張市
		曾爾香落溪	名張駅前	太良路	山粕西	名張市・曾爾村
		名張奥津(B)	名張駅前	滝ノ原口	敷津	名張市・美杉村・御杖村
		阿波	上野産業会館	子延口	汁付	上野市・大山田村
		玉滝(B)	上野産業会館	佐那具駅前	阿山支所前	上野市・阿山町
		上野天理	上野産業会館	国道山添	天理駅前	上野市・山添村・都祁村・天理市
東紀州	現行	熊野新宮	新町	阿田和	新宮駅前	熊野市・御浜町・鶴殿村・紀宝町・新宮市
		南紀特急 (尾鷲発着)	熊野古道センター	紀伊長島	松阪中央病院	尾鷲市・海山町・紀伊長島町・大内山村・紀勢町・大宮町・大台町・勢和村・多気町・松阪市
	新規 (事業者バス)	島勝	尾鷲せぎやまホール前	白浦	島勝	尾鷲市・海山町
		南紀特急 (熊野発着)	三交南紀	熊野市駅前	三重大学病院	熊野市・尾鷲市・海山町・紀伊長島町・大内山村・紀勢町・大宮町・津市
		尾鷲長島	尾鷲せぎやまホール前	国道相賀	長島駅前	尾鷲市・海山町・紀伊長島町
		熊野飛鳥	三交南紀	熊野市駅前	大又大久保	熊野市・(御浜町・鶴殿村・紀宝町・新宮市)
	新規 (市町バス)	熊野飛鳥	新町	飛鳥	大又大久保	熊野市・(御浜町・鶴殿村・紀宝町・新宮市)
熊野古道 瀬流荘		瀬流荘	杉山	木本高校	熊野市・紀和町・御浜町	
相野谷	上桐原	相野口	新宮駅前	紀宝町・和歌山県新宮市		



## 5 情報化推進の取組について

### 1 平成24年度情報システム関連予算について

平成24年度当初の情報システム関連予算の予算要求前審査対象額は、約43億8千万円で、新規開発や再構築案件等が例年に比べて少なかったため、前年度と比べ約18億円減少しています。

今年度の審査において、給与システムや中小システム統合サーバの再構築など、予算要求を妥当であると判断したシステムについても、厳しい県の財政状況の中で予算措置が見送られました。

これらのシステムについては、開発期間の見直しや要求仕様の再検討などの対応が必要ですので、業務等に影響が出ないように外部専門家とともに支援を行っていきます。

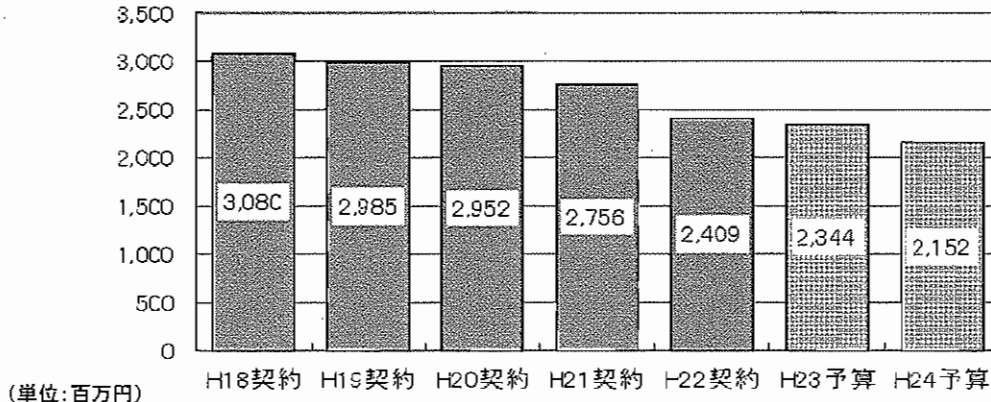
#### 【予算要求前審査結果】

区 分		平成23年度当初予算	平成24年度当初予算
審 査	審査対象システム数	201 システム	187 システム
	審査対象額	61 億 7 千万円	43 億 8 千万円
	要求を妥当とした額	48 億 4 千万円	40 億 5 千万円
	予算検討を必要とした額	7 億 6 千万円	2 億 7 千万円
	削減額	5 億 7 千万円	6 千万円
当初予算額		50 億 7 千万円	36 億 5 千万円

### 2 IT投資コスト削減に向けたこれまでの取組の成果について

IT投資コストの削減のため、これまでトータルライフサイクルコストによる評価・調達の実施等の取組を進めてきましたが、その結果、県が運用している大規模システム<sup>注1</sup>のうち、平成18年度以降継続して運用している35システムの運用管理費（ランニングコスト）は毎年減少を続け、24年度の当初予算額は前年度と比べ約1億9千万円（約8%）、18年度と比較すると約9億3千万円（約30%）減少しています。

#### 【大規模システムのうち比較可能な35システムの運用管理費の推移】



注1)大規模システム:年間経費(将来見込みを含む)が5千万円以上のシステム。(42システムが該当)  
全体経費の80%以上を占め、大規模システム経費の約70%をランニングコストが占めている。



### 3 情報システム評価制度<sup>注2</sup>の導入について

これまで、予算要求前および契約前の支援・審査など、IT投資のPDCAサイクルにおけるP（企画、構築）、D（運用）に相当する取組を行ってまいりましたが、今後、一層のコスト削減や調達の適正化を進めていくためには、情報システム評価制度の導入が必要不可欠です。

このため、今年度上半期には、任意に抽出した10システムを対象として、情報システム評価制度の試行を実施しました。

その結果、統計室が所管する2システムについてはOAツールでの代替を、薬務食品室等が所管する4システムについては中小システム統合サーバへの移行について検討していただくなどの改善を提案しました。

さらに、下半期においても、上半期の試行結果を踏まえ、より客観的な評価が行えるよう評価項目や評価基準を見直し、改めて7システムを対象に試行を実施しているところです。

24年度においては、従来から実施している予算要求前および契約前の審査や必要な支援に加えて、情報システム評価制度を本格導入することで、PDCAサイクル全体を見通した全庁的なIT投資管理体制を確立し、継続的な改善を進めていきます。

注2)情報システム評価制度:システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組で、IT投資のPDCAサイクルにおけるC(事後評価)、A(改善施策検討)のプロセスに相当する。

### 4 クラウドコンピューティング(クラウド)<sup>注3</sup>の活用について

クラウドは、IT投資コストの削減や、システム運用職員の負担軽減、短期間でシステム導入が可能などの効果が期待できます。

県では、図書館総合情報システムや防災情報提供プラットフォームの一部などにクラウドを活用することで効果を上げており、今後もその活用に向けた検討を進めていきます。

一方、国は市町の情報システム（住民税、国民健康保険等）へのクラウド導入に向けて、自治体クラウド開発実証事業の実施や自治体クラウド推進本部の設置など、その普及促進に取り組んでいます。

県としても、市町のクラウド活用に向けて、クラウド開発業者によるデモンストレーションや、各市町のシステム運用状況の調査、導入費用のシミュレーション、共同調達の可能性検討などで、市町への支援に取り組んでいるところです。

今後は、これらの検討結果や市町の意向などを踏まえ、システム更新時期に合わせた共同調達の検討を進めていくこととしています。

注3)クラウドコンピューティング(クラウド):コンピュータのハードウェア、ソフトウェアなどの機能を、ネットワーク(雲:クラウド)を介して利用する形態のこと。

平成24年度情報システム関連予算額(システム別)

(単位:千円)

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額	
政策部	広聴広報室	県民の声データベースシステム		588	588	
		IT広聴事業システム		1,260	1,260	
	土地・資源室	土地取引規制実態統計処理システム		294	294	
	市町行財政室	住民基本台帳ネットワークシステム	○	135,186	124,417	
		起債管理システム		100	123	
	情報政策室	三重県中小システム統合サーバ	○	43,115	6,788	
		三重県リモート保守環境(共通機能基盤)		3,903	3,903	
		公的個人認証サービス		33,927	30,498	
		職員ユーザアカウント集中管理システム		791	791	
	電子業務推進室	三重県ホームページ及び情報提供システム(MACS)	○	24,161	23,947	
		県政情報動画配信システム		6,055	5,465	
		情報基盤整備	○	283,831	284,486	
		テレビ会議システム		36,354	7,496	
		アンケートシステム		630	630	
		総合文書管理システム	○	79,184	43,908	
		三重県電子申請・届出システム	○	17,231	17,231	
		三重県GIS(MieClickMaps,M-GIS)	○	17,632	16,298	
		グループウェア	○	10,678	10,678	
		三重県情報ネットワーク	○	313,083	310,858	
		簡易WEBデータベースシステム		1,377	1,045	
		職員ユーザ認証システム	○	5,670	5,670	
		県有光ファイバー維持管理		4,387	4,351	
		総合行政ネットワーク	○	59,047	59,048	
		職員ポータル及び所属イントラネットホームページ		1,635	1,635	
		統計室	統計業務LANシステム		54	54
	鉱工業生産指数地域システム			297	297	
	総務部	法務・文書室	法規集データベースシステム		3,688	3,045
			公益認定等総合情報システム		448	450
		人材政策室	人材マネジメントシステム	○	24,397	24,103
			給与システム	○	515,251	123,370
		福利厚生室	給与システム(恩給年金事務システム)		6,818	6,854
三重県職員健康管理システム				7,436	7,436	
総務事務室		総務事務システム	○	83,417	81,969	
予算調整室		県政報告書のホームページ(成果レポートに名称変更予定)		219	219	
		起債管理システム		84	84	
		みえ政策評価データベース		4,645	2,531	
		予算編成支援システム	○	27,154	27,154	
税務政策室		総合税システム	○	186,242	185,068	
		地方自治情報センター受委託業務		10,908	10,908	
		自動車税、自動車取得税の電子申告システム(OSSシステム)		650	650	
		電子納付システム		12,078	12,078	
		電子申告システム	○	14,162	13,515	
		不動産取得税家屋評価システム		1,184	1,184	
		地方税法第48条滞納整理支援システム		3,472	3,472	
管財室		公有財産管理システム		1,874	1,385	
		会議室予約等管理システム		1,922	1,818	
防災危機管理部	防災対策室	防災情報提供プラットフォーム	○	32,630	37,569	
		職員参集メール配信ASPサービス		1,292	1,292	
	消防学校	入校者管理システム		378	378	

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額
生活・文化部	新博物館整備推進室	博物館情報システム	○	12,968	12,968
	勤労・雇用支援室	ホームページ「おしごと三重」		400	350
		津高等技術学校ホームページ		40	32
	人権センター	人権センター(図書システム)		1,055	1,055
	図書館	三重県図書館情報ネットワーク		453	453
		図書館総合情報システム	○	5,809	5,809
	美術館	美術館情報システム事業(バーチャルミュージアム)		251	251
斎宮歴史博物館	斎宮跡調査管理システム		627	627	
健康福祉部	健康危機管理室	感染症発生動向調査システム		3,489	3,489
	薬務食品室	食品衛生事務処理システム		756	756
		と畜検査情報処理システム		494	494
		食品等収去検査事務処理システム		1,848	1,858
		メディカルパレー構想関連HP		641	641
		薬務関係事務処理システム		735	735
		毒物劇物保有状況等データベースシステム		423	423
		FD申請・審査システム		1,397	1,397
		麻薬関係事務処理システム		252	252
	健康づくり室	特定疾患医療・先天性血液凝固因子障害医療・小児慢性特定疾患医療・育成医療及び養育医療システム		3,150	3,075
	医療政策室	医療ネットみえ	○	78,310	78,310
		免許管理システム		1,626	1,627
	社会福祉室	生活保護システム		2,506	2,506
		援護システム		3,063	3,063
		国民健康保健月報処理システム		539	539
	長寿社会室	介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム		2,153	2,623
		介護保険事業者指定情報等管理システム		1,155	1,155
		介護給付適正化システム		60	60
	障害福祉室	障害福祉サービス指定事業者等管理システム		1,108	3,690
		三重県障害者手帳交付システム		1,220	706
		精神保健業務システム		1,298	1,298
		高齢者住宅・障害者住宅整備資金償還事務システム		63	63
	こども家庭室	(特別)児童扶養手当システム		803	803
		児童相談所児童記録システム		1,980	1,960
		母子及び寡婦福祉資金貸付金事務電算処理及び償還金口座振替処理システム		8,736	8,355
	障害者相談支援センター	知的障害者相談支援システム		2,882	4,935
	草の実りハビリテーションセンター	給食システム		63	63
医療事務新システム(オンライン請求対応)			441	441	
あすなろ学園	あすなろ学園医事会計システム(新システム)		7,161	7,161	
保健環境研究所	保健環境研究所インターネット接続		55	55	
環境森林部	環境森林総務室	環境総合情報システム	○	4,598	4,441
	廃棄物対策室	産業廃棄物データ入力・集計システム		3,150	3,150
	廃棄物監視・指導室	産業廃棄物監視・指導支援システム		712	712
	地球温暖化対策室	環境総合監視システム	○	10,357	11,055
	森林・林業経営室	森林資源情報管理システム(森林GIS)		1,775	1,775
	林業研究所	林業研究所インターネット接続		57	57

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額
農水商工部	農水商工総務室	みえフードイノベーションホームページ		525	525
	農業経営室	三重県農業近代化資金システム		7,942	6,812
	農産物安全室	三重県土壌診断・堆肥流通支援システム		980	977
	農山漁村室	三重の里いなか旅のスメウェブサイト		50	50
	水産資源室	漁船登録・漁業許可システム		630	2,363
		漁獲管理情報処理システム		319	319
	水産経営室	漁業近代化資金利子補給計算システム		192	188
	金融経営室	貸付金管理システム		63	63
		ものづくり中小企業データマップシステム		3,576	0
	企業立地室	外国企業向けHP設計製作		500	500
		産業用地情報のデジタル化		1,600	796
	農業研究所	農業研究所インターネット接続		114	114
		植物工場施設効率分析診断システム		1,153	1,153
	水産研究所	NOAA/HRPT受信解析装置保守		735	735
		水産研究所インターネット接続		86	86
県土整備部	県土整備総務室	県土整備部予算システム		80	80
	公共事業運営室	三重県公共事業電子調達システム	○	118,650	52,900
		公共工事進行管理システム	○	72,865	70,198
		公共工事設計積算システム	○	88,003	87,106
		公共事業情報統合データベース	○	92,919	92,497
	道路維持管理室	道路情報管理システム		15,438	15,438
	河川・砂防室	河川情報提供業務		2,218	2,218
		土砂災害情報提供システム		5,072	5,072
	下水道室	下水道台帳システム		1,050	1,050
		固定資産台帳システム		420	420
	建築開発室	開発許可システム		1,686	1,686
		宅建業システム		1,624	1,624
		建築確認支援システム		3,588	3,588
	住宅室	県営住宅使用料等口座振替システム		1,182	1,182
		県営住宅管理システム通称「アットホーム」		8,654	8,622
出納局	出納総務室	財務会計・予算編成支援システム	○	66,820	66,820
	会計支援室	三重県物件等電子調達システム	○	36,849	36,849
企業庁	企業総務室	企業庁ファイルサーバシステム		406	406
		企業庁一人一台パソコン		672	672
	財務管理室	企業庁財務会計システム		55,931	2,163
	北勢水道事務所	維持管理情報システム(マッピング)		11,222	11,689
	中勢水道事務所	維持管理情報システム(マッピング)		5,670	5,670
	南勢水道事務所	維持管理情報システム(マッピング)		1,260	1,260
病院事業庁	県立病院経営室	財務会計システム(含固定資産管理システム・起債管理システム)		2,146	2,146
	こころの医療センター	医療事務オンラインシステム(医事会計システム)		8,412	8,412
		医事電算システム処方入力オプション		2,995	2,995
		こころの医療センター医療情報システム	○	5,256	5,256
		薬品管理システム		2,751	2,751
一志病院	医療事務オンラインシステム		8,016	8,016	
議会事務局	議会事務局	会議録検索システム		1,890	1,890
		三重県議会図書室図書管理システム		515	515
教育委員会事務局	教育総務室	学校情報「くものす」ネットワーク	○	358,236	279,481
		小中学校給与・旅費システム	○	255,985	255,985
	予算経理室	三重県立学校授業料等口座振替システム		6,564	8,893

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額
教育委員会事務局	予算経理室	三重県高等学校口座振替等システム		1,179	1,179
		県立学校事務処理マニュアル「事務提要ウィキ」		378	1,029
	人材政策室	教職員人事管理システム	○	30,952	29,188
	福利・給与室	義務教育費国庫負担金等算定システム		8,040	7,338
		退職手当算定システム		1,810	1,169
		小中学校給与システム		3,993	3,993
		小中学校旅費システム		3,214	3,148
		過重労働対策報告システム		966	966
	学校施設室	公立学校施設整備費執行事務管理システム		517	517
	高校教育室	各県立学校のパソコン教室		187,610	187,610
		県立学校図書館資料共有ネットワークシステム		2,200	2,200
		県立高等学校紹介ホームページ		350	290
	特別支援教育室	特別支援企業訪問管理システム		1,799	0
	人権教育室	人権・同和教育学習教材作成用コンピュータ		74	74
	研修指導室	ネットDE研修システム		13,143	9,306
		コンピュータネットワーク総合研修システム		10,694	11,034
	警察本部	会計課	三重県警察遺失物管理システム	○	28,387
三重県警察国費旅費管理システム				1,319	1,319
情報管理課		県警ネットワーク基盤整備	○	146,612	143,916
		運転免許管理システム	○	64,421	64,421
		三重県警察インターネット接続システム		15,877	15,877
		汎用コンピュータシステム	○	12,478	12,430
		自動車保管場所管理システム		4,000	4,000
		車両関係システム		1,347	1,347
		情報管理システム	○	8,379	8,379
		捜査管理システム		1,375	1,375
		文書管理システム		5,141	5,141
		犯罪被害者総合支援システム		841	841
		三重県警察通信指令システム	○	215,749	215,786
PSD外部Webシステム			4,778	4,939	
少年課		マインドネットシステム		1,071	1,071
		児童ポルノ検索システム		307	307
生活環境課		サイバー犯罪捜査支援システム		1,792	1,793
組織犯罪対策課		暴力団情報・国際犯罪情報管理システム		4,397	4,397
		疑わしい取引情報照合システム		459	459
鑑識課		三重県指紋情報管理システム	○	55,989	55,989
交通企画課		交通情報総合管理システム(TIAS)		2,960	2,960
交通規制課		自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステム(OSS)の整備		231	231
		交通管制システム	○	11,624	11,493
交通指導課		解析図化機リース		1,487	1,487
		交通事故自動見分システム		1,490	525
		三重県警察放置駐車違反管理・処理・反則通告システム		12,278	7,122
運転免許センター		ICカード免許証発行システム	○	43,722	42,627
		運転免許証ファイリングシステム		4,988	4,988
		国外運転免許管理システム		590	590
合計			187システム	42	4,375,996

## 6 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の今後の運営について

### 1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の位置づけ

平成20年5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」第4条において、「県は、地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させることとする」と県の役割が規定されています。

このため、県では、同条例に規定された県の役割を実現するため、平成21年2月に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を市長会、町村会との共管で設立し、地域づくりの基盤整備に向けた取組を進めています。

### 2 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の今後の運営

本協議会は、設立してから約3年の期間が経過したことから、これまでの協議会の運営等について、県内全市町を対象としたアンケート調査を行い、今後の協議会の運営等について、市町とともに検討を行ってきました。

検討の結果、当該アンケート結果を踏まえ、次の見直しを行い、2月14日に開催しました平成23年度総会に提案し、ご承認をいただきました。今後は、より効果的で有意義な議論の場となるように、協議会を運営していきます。

#### (1) 協議会の仕組み

協議会の仕組みについては、現行の仕組みを維持していくこととしますが、各会議の運営内容については、それぞれ見直しを行います。（別紙「新旧対照表」を参照）

#### (2) 総会の運営内容の見直し

総会は、これまでのセミナー形式による会議から、意見交換を主体とした会議に見直し、毎年2月頃に開催します。

#### (3) トップ会議の運営内容の見直し

トップ会議は、これまで開催してきた県民センター単位での地域別集団形式による会議に加え、本年度から始めた「知事と市町長との1対1対談」もトップ会議の一つに位置づけて、毎年7～8月を中心に開催します。

#### (4) 今後の知事と市町長との協議の場

今回の見直しにより、知事と市町長とが直接、意見交換する協議の場は、次の3種類となります。今後、これらの場を活用して、より一層、市町との連携の強化を図っていきます。

##### ア トップ会議（1対1対談形式）

⇒ 市町固有の具体的な課題を議論する場として開催します。

##### イ トップ会議（地域別集団形式）

⇒ 地域共通の課題を議論する場として開催します。

##### ウ 総会 ⇒ 全県的な課題を議論する場として開催します。

### 3 県議会への報告について

県では、毎年9月に、本協議会の取組状況を「地域づくり実施状況報告書」として取りまとめ、県議会に報告するとともに、県ホームページで公表します。

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」仕組みの新旧対照表

現行

改正後

県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み

県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み

全県会議

地域会議

全県会議

地域会議

総会

- 連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認
- 地域主権社会の実現に向けた連携・協働に関する意見交換
- 検討会議等での検討指示

構成：市町長、県二役、各部局長、県民センター所長

トップ会議

- パートナーシップの構築や相互理解の促進
- 地域における連携・協働に関する意見交換

構成：関係市町長、知事、関係県民センター所長

総会

- 全県的な課題について意見交換
- 連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認
- 検討会議等での検討指示

構成：市町長、県二役、各部局長、県民センター所長

トップ会議

- ★1対1対談形式 “1対1対談”
- 市町固有の具体的課題を議論
- 課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議
- ★地域別集団形式 “サミット会議”
- 地域共通の課題を議論
- 地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議

構成：関係市町長、知事、関係県民センター所長

調整会議

- 地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町企画担当課長、県各部署主管室長、県民センター担当室長

調整会議

- 県民センター単位等での地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町関係部課長、県民センター所長、県民センター担当室長

調整会議

- 地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町企画担当課長、県各部署主管室長、県民センター担当室長

調整会議

- 県民センター単位等での地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町関係部課長、県民センター所長、県民センター担当室長

検討会議

- 全県的な課題に関する取組

構成：市町関係課、県関係室等

検討会議

- 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野の9県民センターにおける地域課題への取組

構成：関係市町関係課、関係県民センター担当室、関係県地域機関等

検討会議

- 全県的な課題に関する取組

構成：市町関係課、県関係室等

検討会議

- 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野の9県民センターにおける地域課題への取組

構成：関係市町関係課、関係県民センター担当室、関係県地域機関等

情報共有

情報共有

課題の共有

情報共有

事務局： 県・市長会・町村会

事務局： 県・市長会・町村会

## 7 熊野古道等を生かした地域活性化について

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録されたものであり、東紀州地域における地域活性化の核となる資源です。熊野古道の保全と活用については、「価値に気づく」「守り伝える」「伊勢路を結ぶ」を目標に、地域の人びとや市町等とともに取り組んでいます。

### 1 現状

#### (1) 価値に気づく

熊野古道の歴史的、文化的価値を、地域の人びとに改めて認識していただくための取組として、

- ① 熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介する「熊野古道まちなか案内所」の設置に取り組んでいます。これまで5箇所設置し、今年度は3箇所（尾鷲市、紀北町、御浜町）設置しました。
- ② 熊野古道センターでは、熊野古道の価値や魅力に関する情報発信として、館蔵品展「写真と道中記で巡る、熊野古道の旅～竹内敏信の世界と古文書の出会い～」や開館5周年記念企画展「世界遺産を歩く～サンティアゴ・デ・コンポステーラへの道～」を開催しました。

#### (2) 守り伝える

熊野古道の歴史的、文化的価値を後世に守り伝えていく取組として、

- ① 熊野古道の価値を次世代を担う子どもたちに伝えていくため、熊野古道を育み守ってきた自然、暮らしなどをまとめたテーマ別冊子を作成し、地元の小中学校等で地域学習の資料として活用いただいています。これまで3種類作成し、今年度は「熊野古道でどんな旅をしたのかな？」を発行しました。
- ② 熊野古道センターでは、始神峠など熊野古道周辺の史跡等を紹介するツアーを実施するとともに、地域内外の小・中学生を対象に熊野古道学習会を行っています。
- ③ 東紀州観光まちづくり公社では、みえ熊野学の研究成果を生かし、地域内における巡回講座や三大都市圏における文化講座を開催しています。また、熊野古道語り部友の会が行う英語ガイド研修や語り部育成講座への支援を行うとともに、熊野古道保存会の活動に対しても、作業用資材購入等の支援を行っています。

#### (3) 伊勢路を結ぶ

熊野古道を伊勢から熊野まで来訪者が通して歩くことができる取組として、

- ① 伝承を感じる旅として熊野古道伊勢路の新たなウォーキングルートを3コース提案し、波田須の道を巡るウォーキングイベントを開催しました。



- ② 来訪者の利便性を向上するため、レンタカー会社と連携した割引サービスや地元代行運転事業者と連携した自動車回送サービスを開始しました。また、熊野古道へ誘導するサインの整備を行っています。
- ③ 伊勢から熊野への誘客を促進するため、三大都市圏へのエージェントセールスを行い、ツアー造成につなげています。

#### (4) その他

紀伊半島大水害後には来訪者数が落ち込んでいましたが、平成24年1月には、熊野古道センターの来館者数が前年同月11.1%の増、また、里創人熊野倶楽部の宿泊者数が前年同月16.4%の減となるなど、観光面の復興に向けて徐々に明るい兆しが見えはじめています。

このような中、2月には、旅行雑誌社等を対象とした三反帆乗船などを内容とするモニターツアーや東紀州ご当地グルメ大会を実施しました。さらに、3月には台湾の旅行会社の企画担当者を現地に招聘し、来訪者受入の助言を得ることとしています。また、海外に向けた熊野古道の情報発信として、昨年度作成した英語版に続いて、今年度は、中国語版、韓国語版のホームページを作成しました。

このほか、奈良県、和歌山県と連携して、東京、名古屋で観光PRイベントを開催しました。また、旅行雑誌社等を対象とした三県を巡るツアーを実施した結果、山ガール向けの雑誌へ熊野古道等を紹介する記事が掲載されました。

## 2 今後の取組

今後とも、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点である熊野古道センターや里創人熊野倶楽部を活用しながら、熊野古道を生かした取組を進めるとともに、熊野古道の文化的価値を地域が一体となって後世に伝える取組を支援していきます。